令和８年

浦安市議会第４回定例会議案書

目　次

令和８年浦安市議会第４回定例会議案一覧表	・・・・・	7
議 案 第 １ 号　令和８年度浦安市一般会計補正予算（第３号）	・・・・・	11
議 案 第 ２ 号　令和８年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	・・・・・	23
議 案 第 ３ 号　令和８年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）	・・・・・	27
議 案 第 ４ 号　令和８年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第１号）	・・・・・	31
議 案 第 ５ 号　令和８年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	・・・・・	37
議 案 第 ６ 号　令和８年度浦安市下水道事業会計補正予算（第１号）	・・・・・	43
議 案 第 ７ 号　浦安市宿泊税条例の制定について	・・・・・	47
議 案 第 ８ 号　浦安市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	59
議 案 第 ９ 号　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	63
議 案 第１０号　浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	67
議 案 第１１号　浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	71
議 案 第１２号　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	81
議 案 第１３号　浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	85
議 案 第１４号　浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	89
議 案 第１５号　浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・	97

目　次

議 案 第１６号	浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・ 107
議 案 第１７号	浦安市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・ 111
議 案 第１８号	指定管理者の指定について（浦安市墓地公園の指定管理者）	・・・・・ 115
議 案 第１９号	指定管理者の指定について（浦安音楽ホールの指定管理者）	・・・・・ 117
議 案 第２０号	契約の締結について（（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業建築工事）	・・・・・ 119
議 案 第２１号	契約の締結について（（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業電気設備工事）	・・・・・ 121
議 案 第２２号	契約の締結について（（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業機械設備工事）	・・・・・ 123
議 案 第２３号	契約の変更について（集合事務所建築改修工事）	・・・・・ 125
議 案 第２４号	契約の変更について（集合事務所電気設備改修工事）	・・・・・ 127
議 案 第２５号	契約の変更について（集合事務所機械設備改修工事）	・・・・・ 129
議 案 第２６号	契約の変更について（今川地区保育園建築工事）	・・・・・ 131
議 案 第２７号	契約の変更について（（仮称）消防署舞浜出張所建築工事）	・・・・・ 133
議 案 第２８号	契約の変更について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業建築工事）	・・・・・ 135
議 案 第２９号	契約の変更について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業電気設備工事）	・・・・・ 137
議 案 第３０号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	・・・・・ 139
議 案 第３１号	千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約の制定に係る協議について	・・・・・ 143

目　次

諮 問 第 1 号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること　・・・・・ 149
について

令和８年浦安市議会第４回定例会議案一覧表

（11月27日）

議案番号	件　　名
議 案 第 １ 号	令和８年度浦安市一般会計補正予算（第３号）
議 案 第 ２ 号	令和８年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議 案 第 ３ 号	令和８年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）
議 案 第 ４ 号	令和８年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議 案 第 ５ 号	令和８年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議 案 第 ６ 号	令和８年度浦安市下水道事業会計補正予算（第１号）
議 案 第 ７ 号	浦安市宿泊税条例の制定について
議 案 第 ８ 号	浦安市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 ９ 号	浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１０号	浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案番号	件　　名
議 案 第１１号	浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１２号	浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１３号	浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１４号	浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１５号	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１６号	浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１７号	浦安市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第１８号	指定管理者の指定について（浦安市墓地公園の指定管理者）
議 案 第１９号	指定管理者の指定について（浦安音楽ホールの指定管理者）
議 案 第２０号	契約の締結について（（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業建築工事）
議 案 第２１号	契約の締結について（（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業電気設備工事）

議案番号	件　　名
議 案 第２２号	契約の締結について（（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業機械設備工事）
議 案 第２３号	契約の変更について（集合事務所建築改修工事）
議 案 第２４号	契約の変更について（集合事務所電気設備改修工事）
議 案 第２５号	契約の変更について（集合事務所機械設備改修工事）
議 案 第２６号	契約の変更について（今川地区保育園建築工事）
議 案 第２７号	契約の変更について（（仮称）消防署舞浜出張所建築工事）
議 案 第２８号	契約の変更について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業建築工事）
議 案 第２９号	契約の変更について（（仮称）舞浜地区公民館整備事業電気設備工事）
議 案 第３０号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議 案 第３１号	千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約の制定に係る協議について
諮 問 第 １ 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議 案 第 １ 号

令和８年度浦安市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度浦安市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１４，５２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を８７，４７５，５２０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
29　地方特例交付金		122,400	42,820	165,220
	5　地方特例交付金	122,400	42,820	165,220
30　地方交付税		22,290	△10,680	11,610
	5　地方交付税	22,290	△10,680	11,610
50　国庫支出金		12,730,790	8,460	12,739,250
	5　国庫負担金	10,453,609	41,933	10,495,542
	10　国庫補助金	2,232,563	△33,473	2,199,090
55　県支出金		5,304,110	△5,210	5,298,900
	10　県補助金	1,716,072	△5,210	1,710,862
60　財産収入		730,640	55,000	785,640
	5　財産運用収入	537,373	55,000	592,373
70　繰入金		1,755,930	△233,010	1,522,920
	5　基金繰入金	1,713,680	△251,460	1,462,220
	10　特別会計繰入金	42,250	18,450	60,700
75　繰越金		600,000	473,330	1,073,330
	5　繰越金	600,000	473,330	1,073,330
80　諸収入		1,629,260	83,810	1,713,070
	17　受託事業収入	107,116	102	107,218
	25　雑入	851,980	83,708	935,688
補正されなかった款項に係る額		64,165,580	－	64,165,580
歳入合計		87,061,000	414,520	87,475,520

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　議会費		336,870	7,660	344,530
	5　議会費	336,870	7,660	344,530
10　総務費		10,208,020	49,930	10,257,950
	5　総務管理費	8,397,018	38,977	8,435,995
	10　徴税費	866,723	9,291	876,014
	15　戸籍住民基本台帳費	769,406	7,033	776,439
	20　選挙費	97,000	△3,287	93,713
	25　統計調査費	20,576	△551	20,025
	30　監査委員費	57,297	△1,533	55,764
15　民生費		37,166,450	90,070	37,256,520
	5　社会福祉費	14,555,627	△84,535	14,471,092
	10　児童福祉費	19,307,509	129,304	19,436,813
	15　生活保護費	3,303,314	45,301	3,348,615
20　衛生費		6,655,950	70,260	6,726,210
	5　保健衛生費	3,344,640	35,608	3,380,248
	10　清掃費	3,311,310	34,652	3,345,962
25　農林水産業費		7,260	240	7,500
	10　水産業費	7,260	240	7,500
30　商工費		2,046,700	△250	2,046,450
	5　商工費	2,046,700	△250	2,046,450
35　土木費		8,002,490	△740	8,001,750
	5　土木管理費	554,286	△34,428	519,858

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	10　道路橋りょう費	3,687,712	48,687	3,736,399
	15　河川費	250,008	△10,421	239,587
	20　都市計画費	3,308,104	△5,555	3,302,549
	25　住宅費	202,380	977	203,357
40　消防費		3,489,540	84,520	3,574,060
	5　消防費	3,489,540	84,520	3,574,060
45　教育費		14,351,530	112,830	14,464,360
	5　教育総務費	2,998,206	69,590	3,067,796
	10　小学校費	2,286,803	△1,392	2,285,411
	15　中学校費	755,711	△8,025	747,686
	20　幼稚園費	1,454,939	16,760	1,471,699
	25　社会教育費	2,856,712	15,569	2,872,281
	30　保健体育費	3,999,159	20,328	4,019,487
補正されなかった款項に係る額		4,796,190	－	4,796,190
歳出合計		87,061,000	414,520	87,475,520

第２表　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
35　土木費	10　道路橋りょう費	道路防災・減災対策事業（道路整備課）	１２５，７５０
35　土木費	10　道路橋りょう費	橋りょう保全事業（道路整備課）	２８，２８１
35　土木費	10　道路橋りょう費	各排水機場管理事業（治水課）	２６，６８６
45　教育費	5　教育総務費	いちょう学級第３整備事業（指導課）	４７，５２０

第３表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
マイナンバーカード関連業務委託（市民課）	令和８年度～令和９年度	２６，２５３千円
小児初期救急診療業務従事医師紹介業務委託（健康増進課）	令和８年度～令和９年度	２３３千円
浦安駅周辺そ族防除及び環境改善業務委託（環境衛生課）	令和８年度～令和９年度	５，９３８千円
浦安小学校屋内プール改修工事設計業務委託（教育施設課・市民スポーツ課）	令和８年度～令和９年度	２２，５４５千円

変　更

事　　項	変　更　前	変　更　後
障がい福祉システム標準化対応（障がい福祉課）	１９，８００千円	４４，９３５千円
こども福祉システム標準化対応（こども課）	８，８００千円	１９，９６５千円
児童・生徒健康診断経費（保健体育安全課）	２０，０７９千円	２３，８２１千円

第４表　地方債補正

変　更

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円				千円			
防災行政用無線システムデジタル化整備事業（危機管理課）	336,100	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	336,100	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
集合事務所改修事業（財産管理課）	730,800				730,800			
美浜三丁目自治会集会所建替事業（地域振興課）	58,000				58,000			
富士見三丁目自治会集会所建替事業（地域振興課）	75,800				75,800			
自治会集会所照明器具ＬＥＤ化改修事業（地域振興課）	71,200				71,200			
Ｍ３イズミクラブ会館建設事業（高齢者福祉課）	54,900				54,900			
老人クラブ会館照明器具ＬＥＤ化改修事業（高齢者福祉課）	28,800				28,800			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業（こども課）	900	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	900	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
今川地区保育園建設事業（保育幼稚園課）	618,500				618,500			
放課後うらっこクラブ照明器具ＬＥＤ化改修等事業（青少年課）	139,800				139,800			
道路照明施設更新事業（道路政策管理課）	456,800				456,800			
幹線道路液状化対策事業（道路整備課）	115,600				115,600			
新浦安駅北口バスベイ整備事業（道路整備課）	9,800				9,800			
無電柱化事業（道路整備課）	81,000				81,000			
橋りょう長寿命化修繕及び耐震補強事業（道路整備課）	193,000				193,000			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
舞浜地区雨水貯留管整備事業（道路整備課）	94,500	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	94,500	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
港地区海岸沿い緑道整備事業（みどり公園課）	101,200				101,200			
（仮称）消防署舞浜出張所整備事業（消防本部総務課）	707,400				707,400			
非常備用消防ポンプ自動車購入（消防本部総務課）	17,600				17,600			
消防ポンプ自動車購入（消防本部警防課）	40,300				40,300			
各小学校エアコン更新事業（教育施設課）	223,200				223,200			
メディアセンター整備事業（教育施設課）	509,200				509,200			
小学校安全対策事業（教育施設課）	36,200				36,200			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
小学校改修事業（教育施設課）	93,000	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	93,000	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
中学校安全対策事業（教育施設課）	63,200				63,200			
舞浜地区公民館整備事業（生涯学習課）	616,500				616,500			
（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業（生涯学習課）	20,000				20,000			
当代島公民館改修事業（当代島公民館）	134,300				134,300			
総合体育館・屋内水泳プール改修事業（市民スポーツ課）	71,900				71,900			
屋外体育施設照明ＬＥＤ化更新事業（市民スポーツ課）	55,700				55,700			
運動公園内施設改修事業（市民スポーツ課）	156,100				156,100			

議 案 第 ２ 号

令和８年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度浦安市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４，０８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２，１７２，０８０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
25　県支出金		7,622,650	△16,120	7,606,530
	10　県負担金・補助金	7,622,650	△16,120	7,606,530
35　財産収入		10	10	20
	5　財産運用収入	10	10	20
40　繰入金		1,355,210	16,130	1,371,340
	5　一般会計繰入金	1,355,210	16,130	1,371,340
45　繰越金		10,000	28,300	38,300
	5　繰越金	10,000	28,300	38,300
50　諸収入		37,760	5,760	43,520
	15　雑入	8,527	5,760	14,287
補正されなかった款項に係る額		3,112,370	－	3,112,370
歳入合計		12,138,000	34,080	12,172,080

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		268,110	△8,120	259,990
	5　総務管理費	213,795	△8,740	205,055
	10　徴税費	53,079	620	53,699
18　国民健康保険事業費納付金		4,182,420	44,050	4,226,470
	5　医療給付費分	2,696,781	35,168	2,731,949
	10　後期高齢者支援金等分	1,011,551	5,973	1,017,524
	15　介護納付金分	378,615	△4,715	373,900
	20　子ども・子育て支援納付金分	95,473	7,624	103,097
26　保健事業費		144,160	△6,010	138,150
	6　保健事業費	19,348	△2,846	16,502
	10　特定健康診査等事業費	124,812	△3,164	121,648
30　基金積立金		20	10	30
	5　基金積立金	20	10	30
40　諸支出金		27,210	4,150	31,360
	5　償還金及び還付加算金	27,210	4,150	31,360
補正されなかった款項に係る額		7,516,080	－	7,516,080
歳出合計		12,138,000	34,080	12,172,080

議 案 第 ３ 号

令和８年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度浦安市の墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を４４４，８７０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10　繰入金		197,550	4,250	201,800
	5　一般会計繰入金	96,409	2,520	98,929
	10　墓地公園事業基金繰入金	101,141	1,730	102,871
15　繰越金		100	620	720
	5　繰越金	100	620	720
20　諸収入		7,710	△3,000	4,710
	10　雑入	7,210	△3,000	4,210
補正されなかった款項に係る額		237,640	－	237,640
歳入合計		443,000	1,870	444,870

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		183,180	140	183,320
	5　総務管理費	183,180	140	183,320
10　墓地公園事業費		258,820	1,730	260,550
	5　墓地公園事業費	258,820	1,730	260,550
補正されなかった款項に係る額		1,000	－	1,000
歳出合計		443,000	1,870	444,870

議 案 第 ４ 号

令和８年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度浦安市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５１，４７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を９，０２４，４７０千円とする。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，２６７，３７０千円とする。

２　保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第２表　介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　保険事業勘定歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		1,603,590	12,330	1,615,920
	5　国庫負担金	1,477,850	13,710	1,491,560
	10　国庫補助金	125,740	△1,380	124,360
20　県支出金		1,216,320	11,740	1,228,060
	5　県負担金	1,160,930	12,530	1,173,460
	15　県補助金	55,390	△790	54,600
25　支払基金交付金		2,299,290	8,180	2,307,470
	5　支払基金交付金	2,299,290	8,180	2,307,470
27　財産収入		14,950	430	15,380
	5　財産運用収入	14,950	430	15,380
30　繰入金		1,502,320	47,610	1,549,930
	5　一般会計繰入金	1,396,230	22,820	1,419,050
	10　基金繰入金	106,090	24,790	130,880
35　繰越金		1,000	71,180	72,180
	5　繰越金	1,000	71,180	72,180
補正されなかった款項に係る額		2,235,530	－	2,235,530
歳入合計		8,873,000	151,470	9,024,470

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		269,090	16,360	285,450
	5　総務管理費	161,628	14,370	175,998
	20　介護認定調査費	80,471	1,990	82,461
10　保険給付費		8,119,360	28,330	8,147,690
	5　介護サービス等諸費	8,119,360	28,330	8,147,690
20　地域支援事業費		422,850	△2,700	420,150
	7　介護予防・生活支援サービス事業費	366,790	△5,930	360,860
	8　一般介護予防事業費	17,550	△400	17,150
	10　包括的支援事業・任意事業費	38,510	3,630	42,140
25　基金積立金		14,950	88,620	103,570
	5　基金積立金	14,950	88,620	103,570
35　諸支出金		44,750	20,860	65,610
	5　償還金及び還付加算金	2,500	2,410	4,910
	10　繰出金	42,250	18,450	60,700
補正されなかった款項に係る額		2,000	－	2,000
歳出合計		8,873,000	151,470	9,024,470

第２表　介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7　県支出金		－	11,140	11,140
	5　県補助金	－	11,140	11,140
10　繰入金		545,300	△153,820	391,480
	5　一般会計繰入金	545,300	△153,820	391,480
15　繰越金		500	143,050	143,550
	5　繰越金	500	143,050	143,550
補正されなかった款項に係る額		721,200	－	721,200
歳入合計		1,267,000	370	1,267,370

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		40,340	370	40,710
	5　施設管理費	40,340	370	40,710
補正されなかった款項に係る額		1,226,660	－	1,226,660
歳出合計		1,267,000	370	1,267,370

議 案 第 ５ 号

令和８年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度浦安市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，０７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２，８５７，０７０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12　国庫支出金		－	6,550	6,550
	10　国庫補助金	－	6,550	6,550
15　繰入金		329,800	△2,860	326,940
	5　一般会計繰入金	329,800	△2,860	326,940
20　繰越金		10,000	4,380	14,380
	5　繰越金	10,000	4,380	14,380
補正されなかった款項に係る額		2,509,200	－	2,509,200
歳入合計		2,849,000	8,070	2,857,070

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		89,620	4,550	94,170
	5　総務管理費	38,422	4,550	42,972
10　後期高齢者医療広域連合納付金		2,754,060	3,520	2,757,580
	5　後期高齢者医療広域連合納付金	2,754,060	3,520	2,757,580
補正されなかった款項に係る額		5,320	－	5,320
歳出合計		2,849,000	8,070	2,857,070

第２表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
後期高齢者システム標準化データ移行業務委託（国保年金課）	令和８年度～令和９年度	９０，３８３千円

議 案 第 6 号

令和８年度浦安市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度浦安市の下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度浦安市下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　下水道事業収益			
	4,269,000千円	90千円	4,269,090千円
第２項　営業外収益			
	1,146,610千円	26,047千円	1,172,657千円
第３項　特別利益			
	153,010千円	△25,957千円	127,053千円
	支　　出		
第１款　下水道事業費用			
	4,269,000千円	90千円	4,269,090千円
第１項　営業費用			
	4,124,105千円	90千円	4,124,195千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条中「628,000千円」を「628,470千円」に、「241,718千円」を「242,188千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　資本的支出			

	1,559,000千円	470千円	1,559,470千円
第１項　建設改良費			
	931,252千円	470千円	931,722千円

（企業債）

第４条　予算第７条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	617,000千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	617,000千円	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
管路改良事業債	115,900千円				115,900千円			
ポンプ場建設改良事業債	47,100千円				47,100千円			

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第５条　予算第１０条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)　職員給与費	98,973千円	560千円	99,533千円

（他会計からの補助金）

第６条　予算第１１条中「10,200千円」を「36,247千円」に改める。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

議 案 第 ７ 号

浦安市宿泊税条例の制定について

浦安市宿泊税条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

地方税法第５条第７項の規定により宿泊税を課するため、制定するものである。

浦安市宿泊税条例

（目的）

第１条　本市は、都市の魅力を高め、観光振興を図るとともに、来訪者及び住民が安全に安心して過ごすことができる受入環境の維持及び充実を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第５条第７項の規定により、宿泊税を課する。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び浦安市税条例（昭和30年条例第７号）の例による。

（納税義務者等）

第３条　宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定する旅館業（同条第４項に規定する下宿営業を除く。）及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊（規則で定めるものに限る。次条及び第８条第１項において同じ。）に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第４条　次の各号のいずれかに該当する宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（同条に規定する大学を除く。）の学生、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの者を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

(2)　学校教育法第１条に規定する中学校、同法第49条の５に規定する義務教育学校の後期課程、同法第66条に規定する中等教育学校の前期課程又は同法第76条第１項に規定する特別支援学校の中学部の生徒又は当該生徒を引率する者が、地方公共団体が運営する部活動に類する活動（規則で定めるものに限る。以下同じ。）として宿泊する場合（当該地方公共団体の長又は教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）又は地方公共団体の長若

しくは教育委員会の認定を受けた部活動に類する活動として宿泊する場合（当該活動を運営する団体の代表者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

(3)　次に掲げる施設の満３歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設又はその設置者が主催する行事（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該施設の長又はその設置者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第１項に規定する保育所並びに同法第59条の２第１項の規定による届出をした認可外保育施設

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

（税率等）

第５条　宿泊税の税率は、１人１泊につき、50円とする。

２　宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第６条の17第２項第９号の条例で指定する法定外目的税とする。

（徴収の方法）

第６条　宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者の指定等）

第７条　宿泊税については、宿泊施設の経営者をその特別徴収義務者に指定する。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

３　市長は、前項の規定により指定された特別徴収義務者についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、特別徴収義務者の指定を取り消すことができる。

（申告納入の手続）

第８条　特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数及び税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

２　特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき税額がない場合においても、同項の規定に準じて、納入申告書を提出しなければならない。

３　特別徴収義務者が、納入すべき税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして、規則で定めるところにより、市長が承認した者である場合には、前２項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月にこれらの規定によって提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

１月及び２月	３月
４月及び５月	６月
７月及び８月	９月
10月及び11月	12月

４　特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合においては、前３項の規定にかかわらず、その廃止した日から１月以内に、当該廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第１項の納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

５　市長は、第３項の規定による承認をした特別徴収義務者について同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

（経営の開始等の報告義務）

第９条　次の各号のいずれかに該当する者は、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、宿泊施設ごとに、氏名又は名称及び住所又は所在地並びに宿泊施設の名称及び所在地その他必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)　第７条第１項に規定する宿泊施設の経営者　当該宿泊施設の経営を開始

しようとする日の５日前の日

(2)　第７条第２項に規定する宿泊税の徴収について便宜を有する者　同項の規定により指定を受けた日の翌日から起算して５日を経過する日

２　前項の報告書を提出した者は、当該報告書に記載した事項に変更を生じたとき、又は宿泊施設の経営を廃止したときは、規則で定めるところにより、その事実が発生した日から10日以内に、その旨その他必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（納税管理人）

第１０条　特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて規則で定める申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告書又は当該申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第１１条　市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その税額がま

だ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

２　市長は、前項の規定により、税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

３　市長は、第１項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

第１２条　特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊者数、課税の対象となる宿泊者数、課税免除の対象となる宿泊者数及び税額を記載し、当該帳簿を第８条第１項から第４項までに規定するそれぞれの提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

２　特別徴収義務者は、宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び税額が記載されているものを作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

第１３条　特別徴収義務者は、関係帳簿（前条第１項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

２　特別徴収義務者は、関係書類（前条第２項の規定により作成及び保存をしなければならない書類をいう。以下同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

３　前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第１４条　特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

２　特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

３　前条第１項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第２項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する条例及び規則の規定の適用等）

第１５条　第13条第１項、第２項若しくは第３項前段又は前条各項のいずれか

に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例及び規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

２　第13条第３項前段に規定する規則で定めるところに従って保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録に記録された事項に関し法第733条の19第３項第１号に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、同条第１項又は第２項の規定に該当するときは、同条第１項又は第２項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として規則で定めるところにより計算した金額）に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(1)　法第733条の19第１項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

(2)　法第733条の19第２項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

（賦課徴収）

第１６条　宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法その他の法令又は浦安市税条例に定めるところによる。

（間接地方税の指定）

第１７条　宿泊税は、政令第６条の22の４第６号の条例で指定する法定外目的税とする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第１８条　宿泊税は、政令第６条の22の９第４号の条例で指定する法定外目的税とする。

（規則への委任）

第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（浦安市行政手続条例の適用除外）

第２０条　浦安市行政手続条例（平成８年条例第１号）第３条第１項又は第４条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、浦安市行政手続条例第２章（第８条を除く。）及び第３章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

２　浦安市行政手続条例第３条第１項、第４条又は第33条第４項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るためにされる行政指導（同条例第２条第６号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第３項及び第34条の規定は、適用しない。

（罰則）

第２１条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)　第12条第１項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又はその帳簿を隠匿した者

(2)　第12条第１項の規定に違反して、帳簿を保存しなかった者

(3)　第12条第２項の規定に違反して、書類を作成せず、若しくは書類に虚偽の記載をし、又はその書類を隠匿した者

(4)　第12条第２項の規定に違反して、書類を保存しなかった者

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第２２条　第10条第２項の認定を受けていない宿泊税の特別徴収義務者で同条第１項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第４項及び第５項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

3　施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始しようとするものとみなして、第９条第１項の規定を適用する。この場合において、同項第１号中「開始しようとする日の５日前の日」とあるのは、「開始しようとする日の翌日から起算して５日を経過する日」とする。

（準備行為）

4　第７条第２項の規定による指定は、施行日前においても行うことができる。

5　第９条各項の規定による報告書の提出は、これらの規定の例により、施行日前においても行うことができる。

（検討）

6　市長は、この条例の施行後５年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議 案 第 ８ 号

浦安市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

条例等の公布並びに市長及び市の機関の定める規程等の公表について、電子掲示場に掲示して行うこととし、並びに当該掲示場に掲示することに伴い、市長及び市の機関の定める規程について市長印その他市の機関の代表者印等の押印を不要とするとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市公告式条例の一部を改正する条例

浦安市公告式条例（昭和39年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「市役所前掲示場」を「市のウェブサイトに設置した掲示場（以下この項において「電子掲示場」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により電子掲示場に掲示して公布することができないときは、市役所前掲示場に掲示して行う。

第４条第１項中「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第５条第２項本文中「第４条」を「前条」に改め、同項ただし書中「、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（浦安市税条例の一部改正）

２　浦安市税条例（昭和30年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第２条第２項」を「第２条第２項ただし書」に改める。

（浦安市都市公園条例の一部改正）

３　浦安市都市公園条例（昭和63年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の３第１項第１号中「に規定する掲示場に」を「の規定の例により」に改める。

議 案 第 ９ 号

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

議長、副議長及び議員の期末手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項各号列記以外の部分中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の237.5」に改める。

第２条　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第１０号

浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和36年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項各号列記以外の部分中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の237.5」に改める。

第２条　浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第１１号

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

一般職職員の給料月額並びに宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市一般職職員の給与に関する条例（昭和32年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第15条中「4,700円」を「5,000円」に改める。

第16条第２項各号列記以外の部分中「100分の126.25」を「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」に改め、同条第３項中「100分の126.25」を「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」に、「100分の71.25」を「、６月に支給する場合においては100分の71.25、12月に支給する場合においては100分の73.75」に改める。

第17条第２項第１号中「100分の106.25」を「、６月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75」に改め、同項第２号中「100分の51.25」を「、６月に支給する場合においては100分の51.25、12月に支給する場合においては100分の53.75」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条第１項第１号）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	241,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	243,200	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	244,500	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	245,800	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	247,100	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	248,200	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	249,300	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	250,400	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	251,500	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	252,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	254,200	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	255,600	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	257,000	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	258,400	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	259,800	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	261,200	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	262,600	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	263,800	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	265,100	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	266,400	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	267,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	268,800	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	270,100	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	271,300	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	272,400	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	273,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	274,600	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	275,700	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	276,600	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	277,600	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	278,600	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	279,600	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	280,600	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	281,500	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	282,300	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	283,200	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	284,000	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	284,800	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	285,700	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	286,400	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		
	41	258,700	287,200	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500		
	42	259,300	288,000	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800		
	43	259,900	288,800	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100		
	44	260,500	289,400	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400		
	45	261,100	290,100	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700		
	46	261,700	290,900	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	291,600	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	292,300	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	293,000	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	293,800	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	294,500	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	295,200	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	295,900	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	296,600	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	297,300	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	297,900	350,400	394,200	411,300	435,500			
	57	266,800	298,600	351,100	394,500	411,700	435,700			
	58	267,100	299,300	352,000	395,200	412,300	436,000			
	59	267,400	300,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
	60	267,700	300,700	353,500	396,500	413,400	436,500			

	61	268,000	301,200	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	301,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	302,500	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	303,200	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	303,800	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	304,400	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	305,000	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	305,800	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	306,400	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	306,900	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	307,400	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	307,800	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	308,300	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	308,800	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	309,200	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	309,700	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	310,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	310,600	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	311,000	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	311,500	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	311,900	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	312,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	312,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	312,900	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	313,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	313,400	366,500	408,700	421,400					
	87	275,800	313,600	366,900	409,100	421,700					
	88	276,100	313,900	367,300	409,500	421,900					
	89	276,400	314,100	367,500	409,800	422,100					
	90	276,700	314,300	367,900	410,300	422,400					
	91	277,000	314,600	368,300	410,700	422,700					
	92	277,300	314,800	368,700	411,100	422,900					
	93	277,600	315,100	368,900	411,400	423,100					
	94		315,300	369,200	411,900	423,400					
	95		315,600	369,600	412,300	423,700					
	96		315,900	369,900	412,700	423,900					
	97		316,200	370,200	413,000	424,100					
	98		316,500	370,600							
	99		316,800	371,000							
	100		317,100	371,400							
	101		317,300	371,900							
	102		317,500	372,300							
	103		317,800	372,700							
	104		318,200	373,100							
	105		318,400	373,600							
	106		318,700	374,000							
	107		319,000	374,300							
	108		319,400	374,600							
	109		319,600	375,000							
	110		319,900	375,400							
	111		320,200	375,700							
	112		320,500	376,000							
	113		320,700	376,500							
	114		321,000								
	115		321,300								
	116		321,600								
	117		321,800								
	118		322,100								
	119		322,500								
	120		322,800								
	121		323,000								
	122		323,200								
	123		323,500								
	124		323,900								

	125		324,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条第１項第２号）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	226,200	245,100	374,500
	2	228,600	247,500	376,000
	3	231,000	249,900	377,600
	4	233,400	252,400	379,100
	5	235,600	254,900	380,500
	6	238,200	257,300	381,900
	7	240,400	259,700	383,200
	8	242,500	262,200	384,600
	9	244,700	264,600	386,100
	10	247,100	266,200	387,400
	11	249,200	267,800	388,800
	12	251,500	269,400	390,100
	13	253,900	271,000	391,500
	14	256,000	272,400	392,800
	15	258,000	273,800	394,000
	16	260,100	275,200	395,200
	17	262,200	276,600	396,200
	18	264,100	277,800	397,500
	19	265,800	279,000	398,800
	20	267,400	280,200	399,900
	21	269,100	281,500	400,900
	22	270,300	282,600	402,100
	23	271,600	283,700	403,300
	24	272,800	284,900	404,400
	25	274,000	286,200	405,400
	26	275,000	287,800	406,500
	27	276,100	289,500	407,600
	28	277,200	291,200	408,700
	29	278,400	292,900	409,800
	30	279,500	294,900	411,000
	31	280,600	297,100	412,100
	32	281,600	299,400	413,200
	33	282,700	301,600	414,200
	34	283,600	303,800	415,300
	35	284,600	306,100	416,500
	36	285,700	308,300	417,700
	37	287,000	310,400	418,800
	38	287,900	312,300	420,100
	39	288,900	314,200	421,200
	40	290,000	316,000	422,300
	41	291,300	317,800	423,400
	42	292,500	319,700	424,700
	43	293,900	321,500	425,700
	44	295,100	323,200	426,800
	45	296,300	324,800	428,000
	46	297,200	326,600	429,200
	47	298,100	328,300	430,400
	48	299,100	330,000	431,600
	49	299,600	331,600	432,700
	50	300,500	333,400	433,700
	51	301,200	335,200	435,000
	52	302,200	336,900	436,200
	53	302,800	338,200	437,400
	54	303,700	340,100	438,500
	55	304,500	341,900	439,600
	56	305,500	343,600	440,700
	57	306,000	345,300	441,700
	58	307,000	347,200	442,900

	59	308,000	348,900	444,100
	60	308,700	350,700	445,300
	61	309,200	352,500	445,900
	62	309,900	354,300	446,700
	63	310,700	356,000	447,400
	64	311,400	357,700	447,900
	65	312,200	359,400	448,200
	66	313,000	360,800	448,500
	67	313,600	362,200	448,900
	68	314,200	363,700	449,300
	69	315,000	365,300	449,600
	70	315,700	366,800	450,000
	71	316,200	368,300	450,300
	72	316,900	369,800	450,600
	73	317,400	371,200	450,900
	74	318,200	372,800	451,200
	75	318,900	374,300	451,500
	76	319,400	375,700	451,800
	77	320,000	377,100	452,000
	78	320,800	378,600	452,300
	79	321,400	380,100	452,600
	80	322,000	381,700	452,800
	81	322,500	383,000	453,000
	82	323,200	384,300	453,300
	83	323,800	385,600	453,600
	84	324,300	386,800	453,800
	85	324,700	387,900	454,000
	86	325,200	389,100	454,300
	87	325,700	390,100	454,600
	88	326,100	391,200	454,800
	89	326,500	392,200	455,000
	90	326,900	393,300	
	91	327,300	394,400	
	92	327,700	395,400	
	93	328,000	396,500	
	94	328,500	397,600	
	95	328,900	398,600	
	96	329,200	399,700	
	97	329,500	400,700	
	98	329,900	401,700	
	99	330,200	402,600	
	100	330,600	403,500	
	101	331,000	404,300	
	102	331,300	405,300	
	103	331,600	406,100	
	104	331,900	407,000	
	105	332,100	407,800	
	106	332,400	408,700	
	107	332,700	409,600	
	108	333,000	410,500	
	109	333,200	411,300	
	110	333,400	412,300	
	111	333,700	413,200	
	112	334,000	414,100	
	113	334,200	414,700	
	114	334,400	415,600	
	115	334,600	416,500	
	116	334,900	417,400	
	117	335,200	418,200	
	118	335,400	418,900	
	119	335,700	419,700	
	120	336,000	420,500	
	121	336,200	421,100	
	122	336,400	421,800	
	123	336,600	422,500	
	124	336,900	423,100	

	125	337,200	423,700	
	126	337,400	424,400	
	127	337,600	424,900	
	128	337,900	425,500	
	129	338,100	426,100	
	130		426,700	
	131		427,200	
	132		427,700	
	133		428,000	
	134		428,300	
	135		428,500	
	136		428,800	
	137		429,100	
	138		429,400	
	139		429,700	
	140		430,000	
	141		430,300	
	142		430,600	
	143		430,900	
	144		431,200	
	145		431,400	
	146		431,700	
	147		432,000	
	148		432,200	
	149		432,400	
	150		432,700	
	151		433,000	
	152		433,200	
	153		433,400	
	154		433,700	
	155		434,000	
	156		434,200	
	157		434,400	
	158		434,700	
	159		435,000	
	160		435,200	
	161		435,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		261,700	313,600	370,000

備考　この表は、幼稚園の教諭及びこれに準ずる職員に適用する。

第２条　浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」を「100分の127.5」に改め、同条第３項中「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」を「100分の127.5」に、「、６月に支給する場合においては100分の71.25、12月に支給する場合においては100分の73.75」を「100分の72.5」に改める。

第17条第２項第１号中「、６月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、

同項第２号中「、６月に支給する場合においては100分の51.25、12月に支給する場合においては100分の53.75」を「100分の52.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（令和８年４月１日前の異動者の号給の調整）

３　令和８年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市一般職職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第１２号

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第11条第２項各号列記以外の部分中「100分の126.25」を「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」に改める。

第12条第２項中「100分の106.25」を「、６月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75」に改める。

第２条　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の126.25、12月に支給する場合においては100分の128.75」を「100分の127.5」に改める。

第12条第２項中「、６月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75」を「100分の107.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当等の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（令和８年12月の支給に係る期末手当等の額の特例）

４　改正後の条例第11条第１項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和８年12月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第11条第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは、「100分の126.25」とする。

５　改正後の条例第12条第１項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和８年12月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の条例第12条第２項の規定の適用については、同項中「100分の108.75」とあるのは、「100分の106.25」とする。

（委任）

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。

議 案 第１３号

浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

浦安市立美浜北認定こども園を廃止するため、改正を行うものである。

浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第３条の表浦安市立美浜北認定こども園の項を削る。

第４条中「、浦安市立美浜北認定こども園」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議 案 第１４号

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に準じ、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

（浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１条　浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第３条中「又は第12項第２号」を「若しくは第12項第２号」に、「場合」を「場合又は同条第10項第３号の規定により保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第７条第１項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第２項第３号中「法第６条の３第10項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を、「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改

め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第２項第３号中「に基づき」を「により」に改め、同条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第３項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域

限定保育士」を加え、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第４項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第７項本文中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、同項ただし書中「配置される保育士」及び「当該保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附則第８項中「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附則第９項中「必要となる保育士」、「置かなければならない保育士」及び「規定する保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第30条第３項若しくは第45条第３項」を「第30条第３項若しくは第４項若しくは第45条第３項若しくは第４項」に、「を、保育士の数（」を「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士を、」に、「とした」を「ものとした」に、「ものをいう。）」を「保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士の数」に改める。

（浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第２項前段中「当分」を「令和10年３月31日まで」に改め、「浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を削り、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、同項後段中「浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を削り、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改める。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は公布の日から、第１条中浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第14条の改正規定は令和８年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議 案 第１５号

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に準じ、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「－第52条」に改める。

第６条第２項中「の数」を削り、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「の数」を削り、「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）（特定満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第１項中「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）」を削り、同条第４項第３号ア(ｱ)中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(ｲ)中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、「（令第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ｱ)中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(ｲ)中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第１項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第１項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項後段中「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第１号」に、「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第２号」に、「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第１号又は第２号」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とある

のは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第１項中「第29条に」を「第28条に」に、「第32条第１項」及び「第34条第１項」を「第28条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業（児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業（児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。）及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2)　事業所内保育事業　労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「の数」を削り、「この章」の次に「（第43条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」及び「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地

域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。

第40条第２項及び第41条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第13項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第13項において同じ。）」に、「第37条第２項」を「第37条第２項第２号」に、「小学校就学前子どもに限る。以下この号及び」を「法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。」に改め、同条第７項各号列記以外の部分中「うち、」を「うち」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第12項を第13項とし、第９項から第11項までを１項ずつ繰り下げ、第８項の次に次の１項を加える。

９　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第７号中「に規定する」を「及び第３項の」に改める。

第47条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第２項各号列記以外の部分中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条後段中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第14条１項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定子ども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を加え、同条第１項中「が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第52条第１項」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項前段中「いう。次条第３項」の次に「及び第52条第３項」を、「この章（」の次に「第37条第３項、第39条第３項及び」を加え、「から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）」を「、第９条、第11条、第12条、第14条」に、「含む。次条第３項」を「含む。第52条第３項」に改め、同項後段中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第３号」に、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第１号」に改め、「この章」の次に「（第43条第１項を除く。）」を加え、「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあって

は、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号」を「法第19条第３号」に改め、「できるよう」の次に「、」を、「第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第１条に規定する最低基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条、第９条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用

地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第52条第１項中「が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項後段中「第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第５項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第６条第

３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議 案 第１６号

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の改正に準じ、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和７年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。

議 案 第１７号

浦安市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

調理に用いる器具の周囲において使用する排気ダクト等の管理の基準について規定するため、改正を行うものである。

浦安市火災予防条例の一部を改正する条例

浦安市火災予防条例（昭和56年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第20条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

第21条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議 案 第１８号

指定管理者の指定について

浦安市墓地公園の指定管理者の指定について、次のとおり行う。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　管理を行わせる公の施設

浦安市墓地公園

浦安市日の出八丁目１番１号

２　指定管理者

浦安市猫実一丁目12番38号

公益財団法人うらやす財団

理事長　　石　川　豪　三

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

提 案 理 由

浦安市墓地公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第１９号

指定管理者の指定について

浦安音楽ホールの指定管理者の指定について、次のとおり行う。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　管理を行わせる公の施設

浦安音楽ホール

浦安市入船一丁目６番１号

２　指定管理者

東京都千代田区三番町２番地

株式会社コンベンションリンケージ

代表取締役　　平　位　博　昭

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

提 案 理 由

浦安音楽ホールの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２０号

契約の締結について

（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業建築工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 の 目 的　　（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業建築工事
２　契 約 の 方 法　　一般競争入札
３　契　約　金　額　　２，８０２，８００，０００円
４　契約の相手方　　千葉市美浜区ひび野１丁目４番３
新日本建設株式会社
代表取締役　　髙　見　克　司

提 案 理 由

（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業建築工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２１号

契約の締結について

（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業電気設備工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 の 目 的　　（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業電気設備工事
２　契 約 の 方 法　　一般競争入札
３　契 約 金 額　　３５２，０００，０００円
４　契約の相手方　　浦安市猫実三丁目16番33号
浦安電設株式会社　浦安支店
浦安支店長　　檀ノ原　　潤

提 案 理 由

（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業電気設備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２２号

契約の締結について

（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業機械設備工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 の 目 的　　（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業機械設備工事
２　契 約 の 方 法　　一般競争入札
３　契 約 金 額　　２６９，５００，０００円
４　契約の相手方　　浦安市堀江四丁目４番26号
袖浦設備工業株式会社
代表取締役　　渡　邊　　勝

提 案 理 由

（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業機械設備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２３号

契約の変更について

令和７年12月12日に議決を経た集合事務所建築改修工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　４８７，１９０，０００円
　　変更後　５０６，２５３，０００円

提 案 理 由

集合事務所建築改修工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２４号

契約の変更について

令和７年12月12日に議決を経た集合事務所電気設備改修工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　３４６，５００，０００円
　　変更後　３６３，０７８，１００円

提 案 理 由

集合事務所電気設備改修工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２５号

契約の変更について

令和７年12月12日に議決を経た集合事務所機械設備改修工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　４２５，１５０，０００円

変更後　４３７，２２１，４００円

提 案 理 由

集合事務所機械設備改修工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２６号

契約の変更について

令和８年３月13日に議決を経た今川地区保育園建築工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　６７７，４９０，０００円
　　変更後　７００，３２８，２００円

提 案 理 由

今川地区保育園建築工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２７号

契約の変更について

令和７年12月12日に議決を経た（仮称）消防署舞浜出張所建築工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　７０９，４１２，０００円
　　変更後　８１１，１４７，７００円

提 案 理 由

（仮称）消防署舞浜出張所建築工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２８号

契約の変更について

令和７年９月26日に議決を経た（仮称）舞浜地区公民館整備事業建築工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　　９８３，８４０，０００円
　　変更後　１，０８９，３９１，６００円

提 案 理 由

（仮称）舞浜地区公民館整備事業建築工事を行うための工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２９号

契約の変更について

令和７年９月26日に議決を経た（仮称）舞浜地区公民館整備事業電気設備工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 金 額　　変更前　１８２，６００，０００円
　　変更後　１９４，３０４，０００円

提 案 理 由

（仮称）舞浜地区公民館整備事業電気設備工事を行うための工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第３０号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和９年３月31日をもって、鋸南地区環境衛生組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のように制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議 案 第３１号

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約の制定に係る協議について

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約を別紙のように制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、千葉県と協議するに当たり、同条第３項において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、千葉県と協議するものである。

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定する。

（趣旨）

第１条　この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、浦安市（以下「市」という。）の宿泊税等の収納等に関する事務を千葉県（以下「県」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第２条　市は、浦安市宿泊税条例（令和８年浦安市条例第　号）及びその他法令に基づく宿泊税等の収納等に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を県に委託する。

(1)　宿泊税、延滞金及び加算金の収納に関する事務（取立て及び換価に係るものを除く。）

(2)　宿泊税の特別徴収に係る申告書等の受付及び審査並びに特別徴収義務者等に対する通知書等の送付に関する事務

(3)　特別徴収義務者等に対する申告指導及び調査に関する事務

(4)　過誤納金等の還付に関する事務

(5)　宿泊税、延滞金及び加算金に係る納税証明書の交付に関する事務

２　市は、特別徴収義務者交付金の算定及び交付に関する事務について、管理及び執行を県に委託する。

３　前２項の規定にかかわらず、千葉県知事（以下「知事」という。）と浦安市長（以下「市長」という。）との協議により、市が行うこととされた事務については、市が管理し、及び執行するものとする。

（管理及び執行の方法）

第３条　委託事務の管理及び執行については、次に定めるところによる。

(1)　前条第１項第１号及び第５号の事務については、県の条例及び規則その他の規程（以下「県の条例等」という。）に定めるもののほか、法令

の定めるところによるものとする。

(2)　前条第１項第２号から第４号まで及び同条第２項の事務については、市の条例及び規則その他の規程（以下「市の条例等」という。）に定めるもののほか、法令及び県の規程等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第４条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

２　前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、知事と市長が協議して定めるものとする。

（収入の帰属）

第５条　委託事務の管理及び執行に伴い特別徴収義務者が県に納入する宿泊税、延滞金及び加算金の収入は、市に帰属する。

（連絡会議）

第６条　知事は、必要と認めるとき又は市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、市長との連絡会議を開くことができる。

（条例等の改正の場合の措置）

第７条　市長は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめその改正の内容を知事に通知するものとする。

２　知事は、委託事務の管理及び執行について適用される県の条例等の全部又は一部が改正された場合は、直ちにその改正の内容を市長に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第８条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、浦安市宿泊税条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　県及び市は、この規約の施行前においても、委託事務の管理及び執行に必要な準備行為を行うことができる。

諮 問 第 １ 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

氏　　名　　小　田　恵　子

提 案 理 由

浦安市人権擁護委員について、新たに候補者の推薦をするものである。